

## 吹田市生産緑地地区の都市計画の運用に関する要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、市街化区域内における緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条に基づく生産緑地地区に関する都市計画を定めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定 都市計画に生産緑地地区を定めることをいう。
- (2) 道連れ 生産緑地地区の一部が廃止されることに伴い残る生産緑地地区の農地等が、吹田市生産緑地法施行条例で定める区域の規模の条件を満たさず、生産緑地地区でなくなることをいう。

### (指定する農地等)

**第3条** 生産緑地地区に指定する農地等は、農地所有者等の指定の意向がある一団のものの区域で、法第3条第1項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業委員会に農地認定されていること。
- (2) 極端な不整形地等ではないこと。
- (3) 農業活動及び農地管理に必要な道路等から容易に入ることができること。ただし、当該農地等が既存の生産緑地地区と一体化又は整形化を図ることができる場合はこの限りでない。
- (4) 区域が明確であること。農地等の一部のみを指定する場合は分筆登記されていること。ただし、既に指定している生産緑地地区内の農地等はこの限りでない。
- (5) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 既存の生産緑地地区と一体化又は整形化を図ることにより、生産緑地地区としての機能の向上が期待される場合

イ 市街地における緑地機能の発揮、空地の確保及び災害時の避難地としての活用等が期待される場合

- 2 前項における一団のものの区域とは、原則として、物理的に一体的な地形的まとまりを有しているものであり、道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ）が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものをいう。この場合、介在する道

路、水路等は生産緑地地区の面積に含めないものとする。なお、小規模なものとして取り扱う道路、水路等の幅員規模は、6 m程度を上限とする。

ただし、道連れの対象となる農地等の個々の面積が100㎡以上であり、同一の街区または隣接する街区（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）における街区をいう。）に他の生産緑地地区が存在する場合は、当該生産緑地地区と一団のものとして取り扱うこととする。

#### （指定しない農地等）

**第4条** 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区の指定は行わないものとする。

- (1) 土地の有効・高度利用を図るべく、容積率が400%以上に定められている地域地区内にあるもの、または高度利用地区内にあるもの。ただし、既に指定している生産緑地地区内の農地等はこの限りでない。
- (2) 法第8条において許容される施設に転用される場合を除き、農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づく転用の届出が行われているもの。ただし、届出後の状況の変化により、第3条に該当する場合はこの限りでない。
- (3) 法第10条の規定に基づく買取り申出があり、行為制限が解除されたもの。ただし、所有権移転が行われた場合や新たな農業従事者が確保されるなど営農の継続が可能な条件を備え、第3条に該当する場合はこの限りではない。
- (4) 都市計画法第59条の規定に基づく認可を受けた都市計画施設の事業区域内にあるもの。

#### （道連れとなった農地等への適用）

**第5条** 過去に生産緑地地区に指定していたが、道連れとなった農地等で、個々の面積が100㎡以上であり、同一の街区または隣接する街区に他の生産緑地地区が存在する場合は、当該生産緑地地区と一団のものとして、前2条の規定を適用し、指定することができる。

#### （委任）

**第6条** この要領に定めるもののほか、生産緑地地区に関して必要な事項は、都市計画部長が定める。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。